

## 1. 職業紹介事業

西成労働福祉センターは、無料職業紹介を行う団体として、労働大臣の許可を受け、あいりん地区労働者の職業紹介を行っている。

### (1) 日雇(現金)求人の紹介状況

日雇(現金)求人の早期紹介(就労あっせん)は、「相対紹介」と言い、センターに届出された求人条件にもとづき求人プラカードを交付し、求人者と求職者が直接交渉して、雇用関係を結ぶ方法によっている。これは寄場が「あいりん総合センター」内に移された(1970/S45年)後もそのまま引き継がれ、今日まで変わらず行われている。

1961(S36)年から1991(H3)年度までの、就労状況は別表のとおりである。

就労数の推移を見ると、景気の好・不況、産業構造の変化、経済活動の膨張、政府の対策などにより、年度や産業別に大きな変動がある。そのなかで、1980年代後半からの飛躍的な求人増は、1987(S62)年度に100万を突破したあと、1989(H1)、1990(H2)年度には185万を超えるに至り、特に「求人の高原状態」と分析された。

以下、各年代の特長を見る。

1960(S35)年代、所得倍増計画以降から建設業における産業基盤の設備投資ブームに乗り、就労数は年々増加。

ベトナム特需や貿易の活発化による輸出入の増加は、港湾、沿岸荷役の就労数を激増させ、東京オリンピックが開催された1964(S39)年度には全就労数の45%を占め過去10年間のピークを形成。

1966(S41)年に港湾労働法が施行されると、港湾荷役の合理化、近代化が進み、日雇労働者の就労比率は年々急速に低下していった。

やがて、港湾荷役の紹介は1970(S45)年に設置されたあいりん労働公共職業安定所に吸収された。

しかし、一方では堺泉北臨海工業地帯の造成がすすむ中で、鉄鋼、化学、造船等の製造業における就労数が増え、1970年度には全就労数の40.2%を占めるまでになった。

民間の大型設備投資ブームや万博関連工事等で、1969(S44)年度の就労

数は、センター発足以来のピークとなった。

1970（S45）年以降はドルショックによる不況を経て、列島改造ブームとなり建設業の就労数が増加。1972（S47）年度には、再び最高の就労数となり、建設業が60.2%を占めた。運輸業の占める年間就労数は平均10%強で、実数のピークは、1972（S47）年度であった。

1973（S48）年11月に起こった第一次石油危機と、それ以後の総需要抑制策による設備投資の急減、生産活動の低下、物価高騰などによる戦後最大の不況は、地区にも大きな影響を与え、1975（S50）年度にはセンター発足以来、最も少ない就労数となった。

その後、政府の不況対策が講じられ、公共投資の大幅増や、金利の引下げ等の影響で、1976（S51）年からは次第に回復した。

1979（S54）年は列島改造景気時に次ぐ就労数のピークをなし、建設業への就労比率は89.4%までになった。

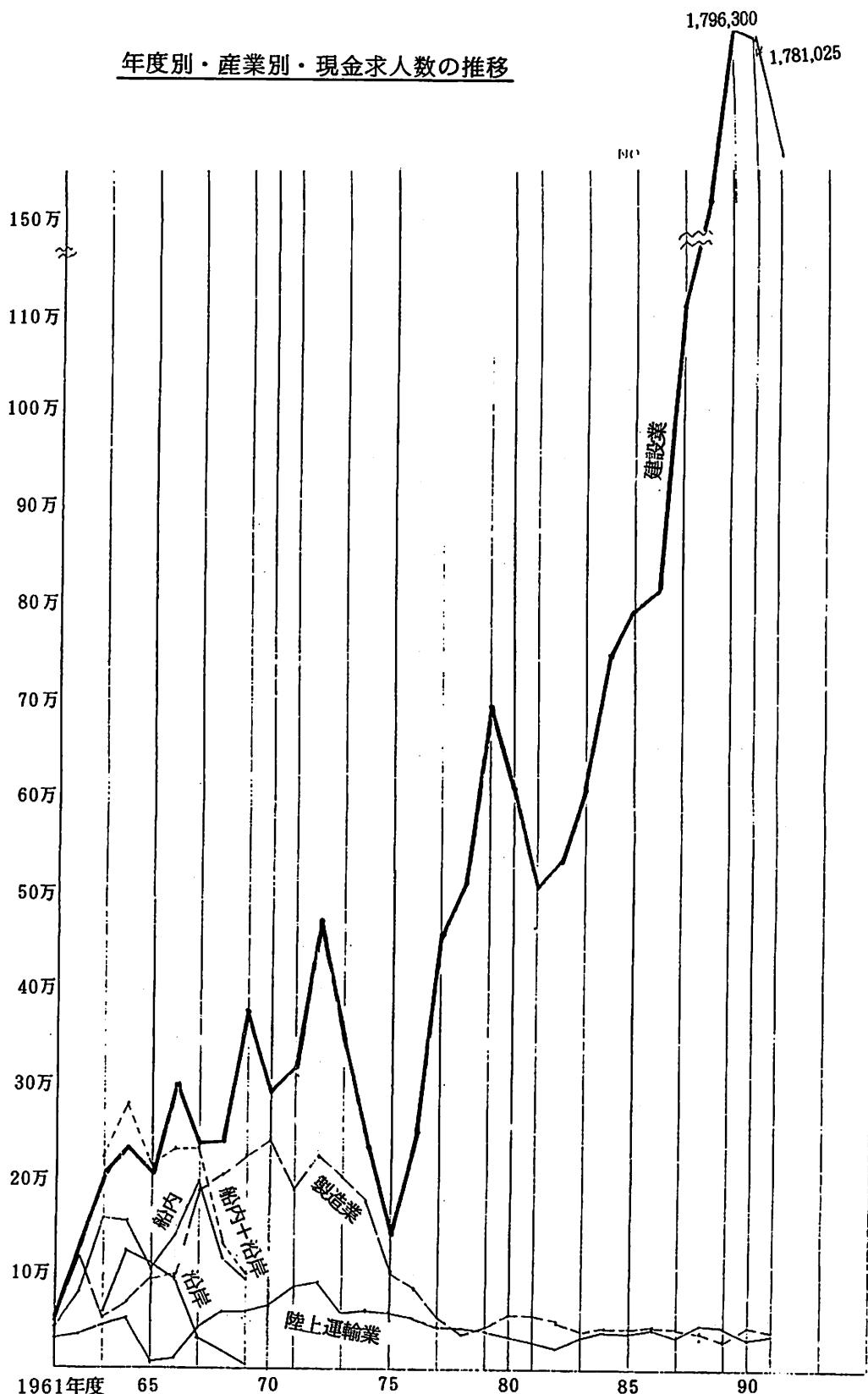
しかし、1980（S55）年以降は景気が低迷し、公共投資の抑制、民間建設投資の低下等によって、建設業を主として就労数が減り厳しい就労状況となった。

1983（S58）年度には、ようやく景気の回復基調が現れた。次いで1984（S59）年度は、年間求人数で82万に達した。以後、年間求人数の記録更新が続き、1987（S62）年から急増し、年間求人数は100万代に達した。1989（H1）年度は187万で最高の年間求人数となった。ピークの最終年度となった1990（H2）年には、〈一日の最高求人数〉663件8,595人（3月13日）を記録。この間、産業別割合でも建設業が連續して90%を超えていたが、この年、未曾有の96%を占めた。

これらは、1985（S60）年に打ち出された政府の「内需拡大策」によるものが中心だが、近畿圏だけでも「国際花と緑の博覧会」「関西文化学術研究都市」「関西国際空港」などのビッグプロジェクトがひしめき、その関連事業とともに民間の住宅、ビルの建設ラッシュは空前の規模となった。

しかし、地価狂乱の抑制が国家的課題となるなかで、1990（H2）年度に入って「不動産融資の総量規制」などが進められ、いわゆる「バブル経済」の崩壊へ向かうことになった。あいりん地区への影響は、1991（H3）年度後半から、急速に現れ、大巾な求人の落ち込みと、出口の見えない不安感が、次年度へつながっていった。

年度別・産業別・現金求人件数の推移



## (2) 期間雇用・常用の紹介状況

「期間雇用（契約日数1カ月以内）」と「長期、常用」の求人・紹介は、現金求人の紹介（早朝就労あっせん）とは別個に取り扱っている。

紹介の方法は、①（現金求人の扱いと同じく）求人者にプラカードを交付して行う「相対紹介」と、②3階事務所・紹介課窓口に求人票を公開掲示し、求職者の選択によって紹介票を交付する「窓口紹介」である。

1974（S49）年前後の不況による現金求人の極端な減少を背景にして、多くの求職者から期間雇用の就労の改善が期待されるようになった。また、求人者のセンター利用も進んでいく中で、やがて「期間雇用の求人受理」と「紹介」が紹介課の業務として定着した。

期間雇用・常用職業紹介状況の推移は、別表のとおりである。

センター窓口を訪れる求職者数の変化を見ると、1981（S56）年を境に急増している。前年の1980年度に紹介票の交付数が、同様に倍増して、1万2千に達したことも特長的である。以降10年間、期間雇用の相対紹介での求職者数は、年間6～8万人台にも上るが、紹介票の交付数は1万1千人～1万5千人の間にあり、大きな変化がない。これは、その後も「相対紹介」による紹介数が飛躍的に増加し続けたことと、際立った対照となっている。

1981年4月頃から、期間雇用の窓口紹介を求める労働者がセンター事務所の外まであふれたり、終日、多数の求職者が窓口に留まるなど、事務の混雑が続き、就労率の低下を招く事態が現れた。

そのため、求人、求職者双方の利便と紹介事務の能率化を考え、同年6月から、求人票の常時掲示を改め、一日3回（午前10時、10時40分、午後2時30分）一斉に求人票の集中掲示を行い、同時に、求職者に対する求人条件の説明と紹介票の交付をすることとした。求人に対し求職者が上回った場合、抽選で紹介者を決める方法もこのときから実施した。翌1982（S57）年、一日2回（午前10時20分、午後2時30分）に改善した。

抽選で紹介を決める方法については、求人・求職者双方から批判の声が出ているが、センターの判断で適格者を選ぶことはトラブルの元にもなり、現状では難しい状況にある。

また地区労働者の高齢化にともない、近年求人の年齢制限も深刻な問題となって

いる。

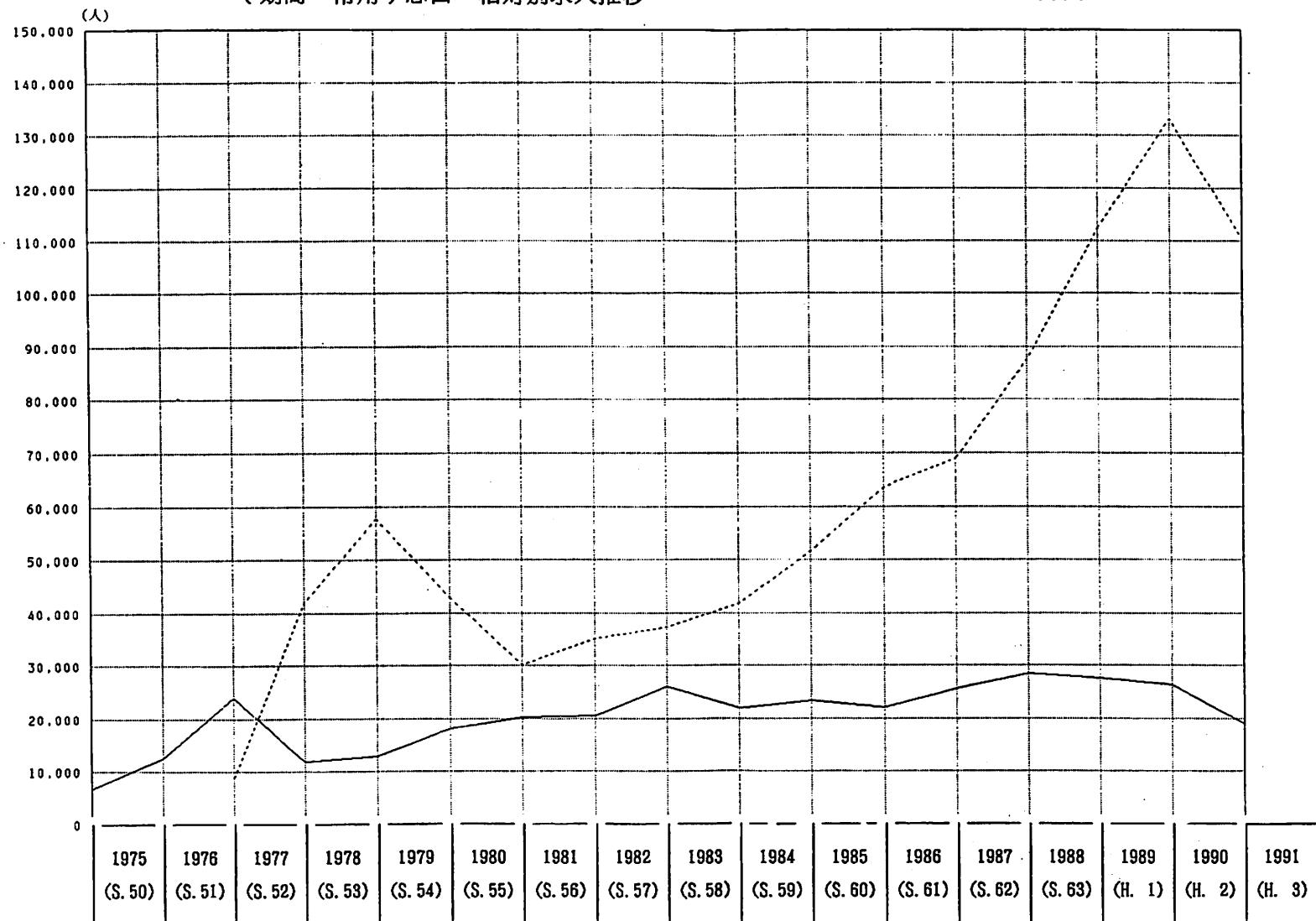
しかし、センターの直接紹介に対する求人者・求職者の期待が大きいだけに、窓口紹介体制の検討を進めながら一層の充実に努めていく必要がある。



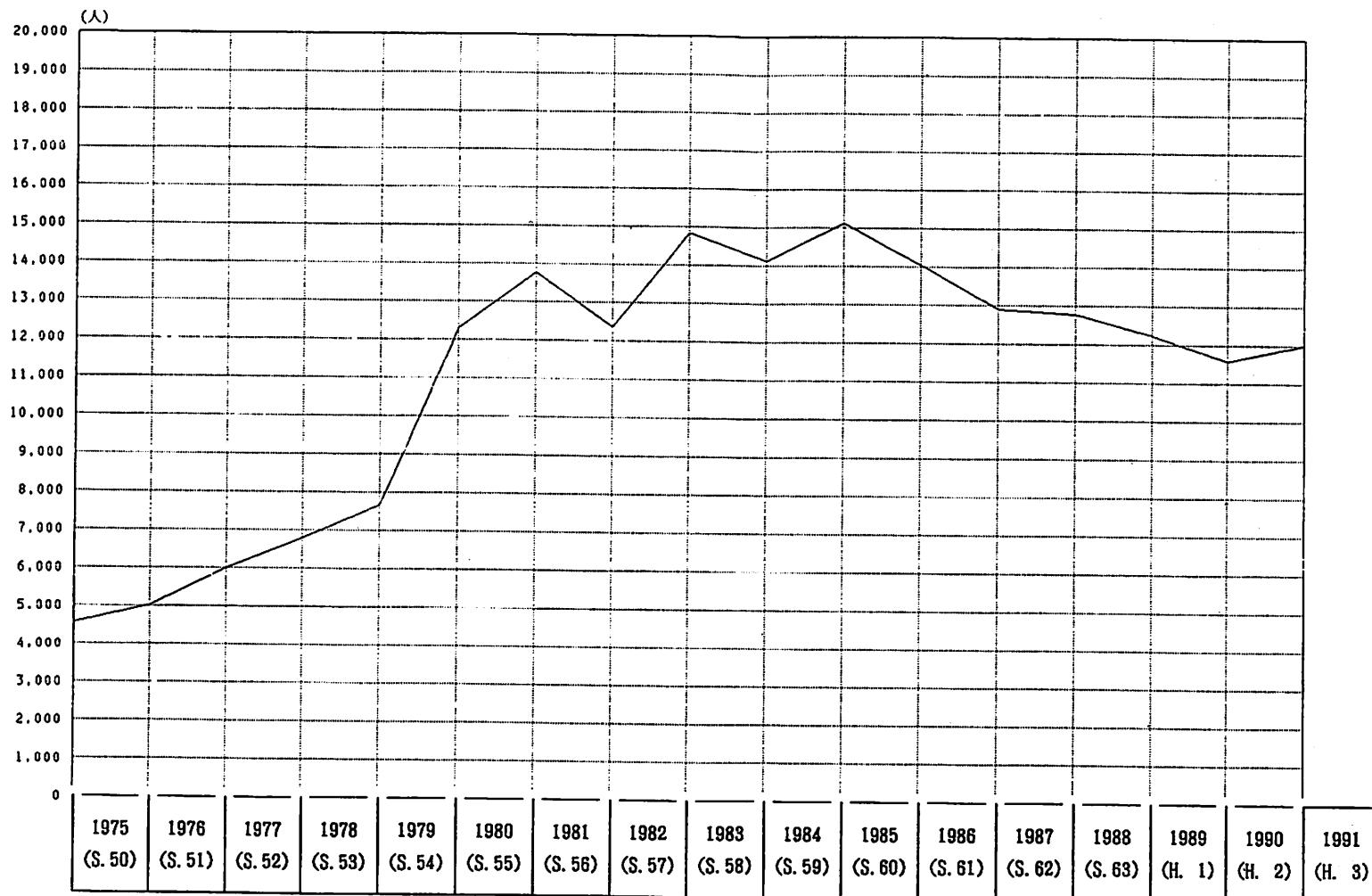
(期間・常用)窓口・相対別求人推移

—— 窓口求人

··· 相対求人



(期間・常用) 窓口紹介者推移



### (3) 労働相談業務

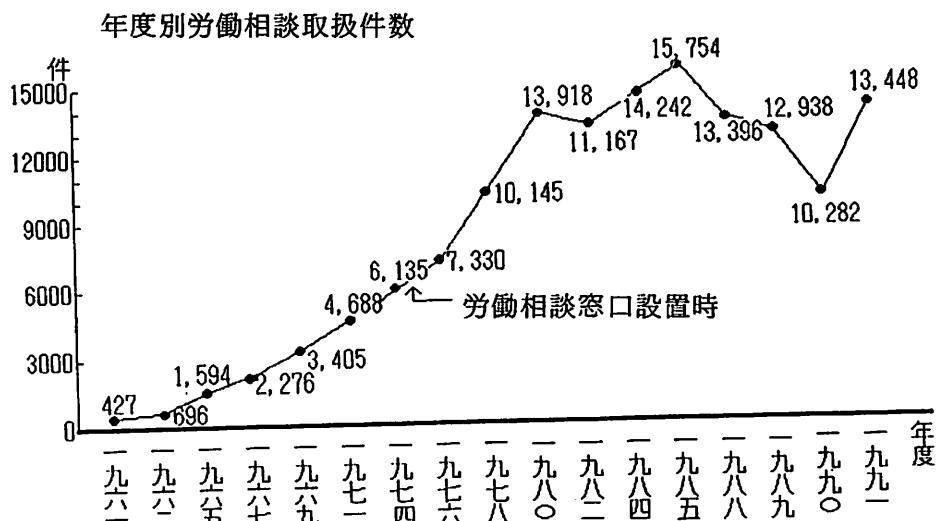
#### ① 労働相談係の沿革

1961（S36）年8月の第一次金ヶ崎事件の背景には地区労働者の劣悪な労働環境が一因としてあげられていた。手配師の介在、強制労働、暴力、賃金不払い等労働の場で人間的扱いをされていないことへの不満がうっ積していた。

このような背景の中、1961（S36）年9月大阪府労働部西成分室が設置され、地区労働者の就労あっ旋と共に就労に伴うさまざまなトラブルの相談を受けることになった。この相談の業務は翌1962（S37）年10月西成労働福祉センター設立後も職業生活相談部のなかで引き継がれることとなった。

職業生活相談部では、1973（S48）年までの12年間、職業紹介に伴う相談のみならず、賃金・労災・その他もろもろの相談を行っていた。それまで就労にともなう不平や不満（賃金不払い・労働契約違反等）の持つて行き場のなかった地区労働者にとっては、頼りになる窓口となり、年を重ねるごとに相談件数は増加の一途をたどった。

開設当初472件であった賃金等の相談件数は4年後の1965（S40）年には1,594件になった。その後も増加傾向は続き1971（S46）年には4,688件へと増加した。この頃から労働相談専用窓口の設置が求められ、1977（S52）年の組織改正で紹介課に労働相談窓口ができ、1983（S58）年に労働福祉課労働相談係として独立した。



以前は賃金未払・不払い等で泣き寝入り的であったものが地区労働者の自覚や意識の向上、および専用窓口(係)が設置されたことにより、以降相談数の増加が目立ってきた。

さらに、1991(H3)年の組織改正で労働福祉課から紹介課の労働相談係となり、職業紹介とより密接な関係を保ちつつ問題の解決を計っていくこととなった。

## ② 労働相談業務の概要

当地区の大多数が日雇労働者であることから、賃金不払い等の問題が発生すれば即生活に支障をきたす。そのため相談処理にあたっては即応性が求められる。しかも就労先が全国各地の広範囲に渡っているため、行政機関のサービスに十分対応されない面もあって労働相談窓口を利用する労働者は絶えない。

原則として「労働者および事業所が労働関係を理解・遵守し、就労上発生する諸問題を未然に防止すること」を目的として相談処理に当たっている。

また、原則として当事者間で話し合い解決するよう取り計らっているが、相談内容によっては解決困難なものもある。その場合、所轄の労働基準監督署に申告するよう援助している。

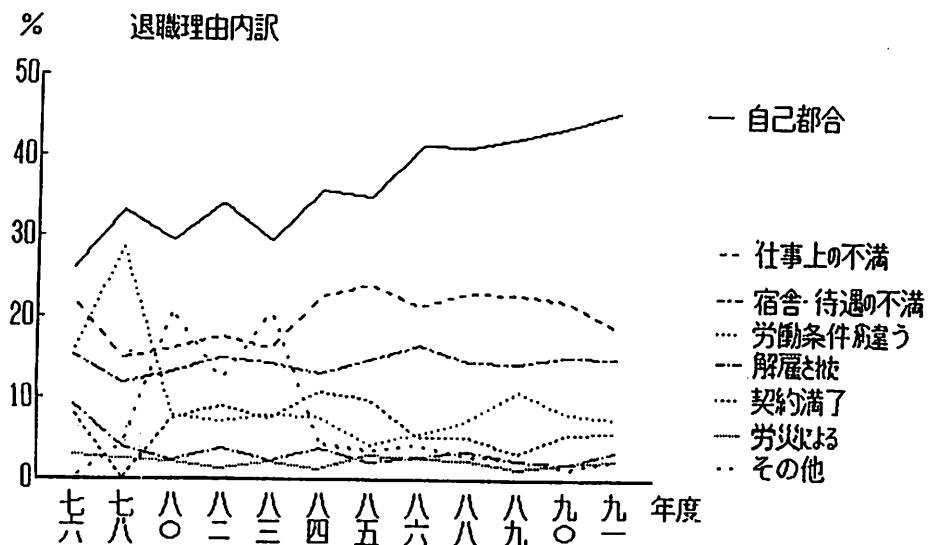
相談者の中には、自分の都合の悪いことを言わない人もある。例えば無断で退職してきたにもかかわらず、「賃金不払」を申し立てるケースについては、自ら「退職の申し出・賃金の請求」をおこなうよう指導し、その上で解決の援助を行っている。

現在、建設業で働く人たちからの相談が大多数を占めている。1966(S4 1)年港湾労働法が施行される以前には、港湾荷役に従事する労働者からの相談が多くあった。

当センター設立初期は、日雇(現金)求人に就労する労働者からの相談が全体の15.6%を占めていたが、最近ではほとんど見られなくなり、変わって期間雇用(契約)で働く労働者からの相談がほとんどである。

また、遠隔地で働く労働者の相談が年々多くなってきている。1969(S4 4)年度、大阪府外の就労現場が48%であったものが、1990(H2)年度には85%へと大巾に増えており、相談者が直接賃金受領に行く場合よりも送金を依頼する場合が増えてきている。事業主から送金又は持参し解決した相談は、

1969（S44）年度31%であったが、1980（S55）年度には63%、1990（H2）年度へ66%と増加している。その理由は「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の施行にともない、当地区で求人する事業所の登録制を実施し、事業所の把握と指導を行ったことと、求人事業所から当センター労働相談窓口に対する事業主からの理解が得られるようになったこと等があげられる。



センター設立当時、相談内容の退職理由は、劣悪な労働条件から端を発し切実なものが大多数を占めていた。しかし、最近は事業所に起因する条件違反等の相談は減少傾向にあり、一方自己都合による退職を起因とする相談が増加する傾向にある。これは相談業務の定着化と共に地域労働者の権利意識の向上によると思われる。

しかし、景気に強く左右される地域の特性があること、ほとんどの労働者が就労する建設産業の重層下請構造および雇用関係の改善といった根本的な問題が解決されないかぎり労働相談は無くならないであろう。

#### (4) 事業所指導業務

求人事業所に関する業務は当初より行なわれていたが、1983（S58）年の組織改正で事業所係（1991（H3）年度より事業所班）となり、紹介課の一係として業務を行なうようになった。

事業所班の業務内容は、「求人事業所の登録のこと」、「就労の正常化、求人指導のこと」、「求人開拓のこと」、「事業所への訪問面接による調査指導のこと」、「その他求人条件等の指導のこと」等に大別される。いわば求人事業所の登録受付→求人受理→紹介→労働相談・苦情処理→指導・改善の流れのなかで、事業所に関する入り口にあたる部分と最後を受け持つ部署である。

##### ① 求人事業所の登録

センター寄場で求人する場合は、センターに登録し、求人を届け出、労働条件を明示（プラカードの掲示）して行なうことになっている。

設立当初は、とりあえず求人している事業所を把握し、名簿にすることから始まった。

1976（S51）年10月「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の施

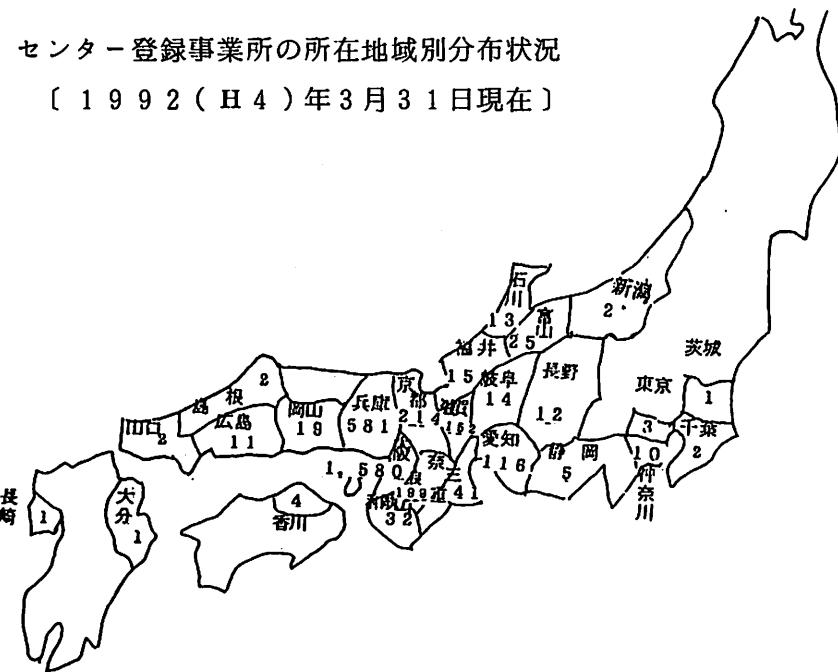
センター登録事業所の推移

年 度	新規登録事業所数	登録抹消事業所数	各 年 度 末 現 在有効登録事業所数
1976 51	370	6	364
1977 52	537	30	871
1978 53	323	16	1.178
1979 54	277	14	1.441
1980 55	217	7	1.651
1981 56	123	0	1.774
1982 57	128	26	1.876
1983 58	112	52	1.936
1984 59	114	12	2.038
1985 60	137	14	2.161
1986 61	122	11	2.272
1987 62	120	17	2.375
1988 63	171	23	2.523
1989 平1	111	19	2.615
1990 2	110	22	2.703
1991 3	85	24	2.764
計	3.057	293	2.764

行に伴って、雇用関係の明確化を図るため、同年11月より求人事業所の登録制を実施し、登録指導を行なってきた。

現在までの登録累計は3,057事業所である。そのうちここ数年、毎年約1,000事業所から求人を受理している。事業の廃止や倒産などによる登録抹消が293事業所あり、有効登録は2,764事業所である。

登録事業所の地域分布は下図のとおりである。



## ② 就労の正常化

センター寄場での就労正常化のため、1977（S52）年より毎月1～2回、早朝時に「就労正常化促進特別指導」を行い、また、毎週水曜日の11時から期間雇用を中心に「求人指導」を行なっている。（資料[2]-1、2参照）

正常化業務は、プラカード掲示による労働条件の明示指導、同書き替え、求人数、求人動向、求人車両数、労働条件の把握、未登録事業所の調査と登録指導などを主な内容としている。

地区の労働力を求めて、新規事業所の参入が多く、未登録事業所の求人は後を絶たない。そして寄場周辺のみならず地区内の広範囲で求人活動をする事業所も依然として見られる。また、プラカードの掲示指導にあたっているが、地区の求人動向に左右され、求人減の時は、掲示率が落ち込む傾向にあり、今後とも指導の

積み重ねが必要となっている。

### ③ 求人開拓

地区労働者は日々雇用が主たる雇用形態であるため、景気の動向や、季節・天候などによって非常に影響される。例年4月～7月半ば、公共工事の端境期、梅雨期や年末年始等求人が大幅に減少する時期には、求人依頼文書を発送し、電話や訪問・面接を通じて求人開拓勧奨を行なってきた。（資料②-3参照）

これらは大阪府労働部やあいりん労働公共職業安定所等との協力によるもの多く、センター登録事業所や元請け、事業主団体等へも要請している。

### ④ 事業所訪問

職業紹介の円滑化をはかるために、1977（S52）年度から新規登録事業所、窓口求人事業所や労働相談多発事業所を重点に訪問調査を実施し、寄宿舎（飯場）や労働条件など労働者の就労環境の改善について指導を行なっている。（資料②-4参照）

1991（H3）年度までに903件の事業所訪問を行なったが、登録事業所数の約30%の訪問状況にとどまっている。訪問の結果、数次の下請け、孫請けの末端に位置する、労務供給的事業所の存在、「手配師」の介在、健康保険等社会保険の未加入、劣悪な寄宿舎（飯場）環境など、建設業が抱えている諸問題が浮き彫りになってきている。

1987（S62）年頃より寄宿舎（飯場）の個室化が進んでいる。特に基地的宿舎の場合、鉄筋・鉄骨造り、個室（3～4畳の間）、冷暖房完備などの寄宿舎（飯場）環境の整備が進められてきてはいるが、まだまだ大部屋のところも多い。

訪問時に事業主からよく聞かされることは、（ア）窓口紹介されたが本人が来なかった。（イ）労働者の就労が定着しない（契約満了の労働者が少ない）。（ウ）労働者の寄宿舎（飯場）での生活態度について、昔は飲んで騒ぐ人も多かったが、最近では宿舎の個室化が進んでいることもあるってそのようなことは少なくなっているなどである。

就労の正常化、雇用の改善、労働者の定着化のためにも、なお一層の指導改善が求められている。

#### ⑤ 事業主懇談会

センターの事業に対する理解と協力を要請するとともに、求人活動の円滑化を図るため、1962（S37）年より事業主懇談会を開催している。（資料②-5）

開催にあたっては、大阪労働基準局、雇用促進事業団、大阪府労働部、あいりん労働公共職業安定所、玉出社会保険事務所、西成警察署防犯コーナーなど関係機関の協力を得ている。

事業主からよく出される問題は、「アプレ手当てがあるため、労働者が定着しない」「中途退職者が多い」「健康診断をやってほしい」などである。以前求人の少ないときには、現金求人の求人車へムリヤリ乗り込まれるという相談もあったが、最近は、同一事業所に長く働いている労働者の雇用保険の取扱い、外国人労働者の問題が出されている。

#### ⑥ その他一般指導等について

求人事業所に対し、求人受付に際し労働条件内容の改善指導、労働者からの苦情に基づく改善指導、就労時に起こったトラブル解決などにあたってきた。

## 2. 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業

### （1）労働災害の相談

地区日雇労働者は就労先のほとんどが「3K」と云われ災害頻度の高い建設現場であることと、日雇という雇用形態で短期間に現場や仕事が変わるために仕事に習熟する間がないので労働災害にあうことが多い。

労災にあうとたちまち収入が途絶えて生活に困るケースも多い。このような地区日雇労働者のおかれている状況は、30年来基本的に変わっていない。

被災し、センターの窓口を訪れた労働者の主とした相談の内容は「必要な医療措置と生活の維持補償が為されていない」ことによる訴えであり、要求であり、これに尽きる。

これらの相談は表にみられるように、センター開設時より年々増加し、初期にあっては全労働相談数の50～60%を占めるほど労働者の要求は高く、センターへの期待が高かったことを物語っている。この「要求」と「期待」が後述するセンタ